

ストレスチェック制度の流れ

医師、保健師等が
ストレスチェック
を実施

結果通知

気づきの
促進

労働者

労働者の
意向尊重

① 面接の申出

※申出を理由とする不利益取扱を禁止

労働者の同意を得て通知

事業者

⑤ 就業上の措置の実施

③ 面接指
導の実施

医師
(産業医等)

② 面接実施
依頼

④ 医師から
意見聴取

※時間外労働の制限、作
業の転換等について意見

相談・情報提供

指相
導談

産業医、保健師等

相談、情報提供機関

医療機関

連携